

居宅サービス計画書（1）

作成年月日 1年 月 日

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済 ・ 申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 年 月 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成（変更）日 2 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
---------	----------------------------------

利用者及び家族 の生活に対する 意 向	
---------------------------	--

介護認定審査会の 意見及びサービスの 種類の指定	
--------------------------------	--

総合的な援助の 方 針	
----------------	--

生活援助中心型の 算 定 理 由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他（ _____ ）
---------------------	--

同意年月日 3年 月 日 利用者氏名 _____

年月日の考え方

- ① 作成年月日は、居宅サービス計画書原案について、説明・同意(共通認識)がなされた日：③と同じ同意日となる
(H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料により)
- ② 居宅サービス計画作成(変更)日
新規であれば、初回居宅サービス計画作成日と同一日であるが、継続の場合(更新やモニタリング等により計画を変更する場合)は、変更日と考える。
- ③ 同意日は、計画について介護支援専門員が説明し利用者等が同意した日
- ④、⑤は、第2表の目標の期間(長期、短期)の開始月日～を表示

①②③④⑤が同一年月日もあるが、①と③は同一日。

②は、当計画によりサービスが実施(開始)される日となるため、④と⑤の目標となる期間の開始日と同一年月日になる。

②④⑤は、①～⑤の中で一番遅い年月日となることが多い。

②は、同意を得られてから計画によるサービスが実施(開始)されることから、③より遅いことが多い。

ただし、③については、家族が遠方や来所が困難な場合、事前に電話連絡等で説明し了解を得られた場合は、その年月日を第1表に記録し、来所して同意する日が後日となることはある。

①と③は、利用者や家族等が担当者会議に出席し、計画の修正がない場合はその場で同意することもある。

*当該様式以外の様式等の使用を妨げる趣旨のものではない。(H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料により)
ということから③の同意日があれば、①の作成月日に原案を作成した日や印刷月日等を記載してもよい。